2020年度 前期分授業料免除及び徴収猶予の申請について (日本人学部生対象)

2020 年度 4 月から修学支援新制度(以下、「新制度」)が実施され、**日本人学部生の授業料免除はこの制度に移行**します。詳細については、大学 HP(修学支援新制度について)をご確認ください。

日本人学部生の方は原則として新制度での手続きが必要になりますが、2019 年度以前からの在学生のうち、 支援対象外の者及び現行と比較して免除額が減額となる者については、経過措置として、学内制度の基準を 満たしている場合に限り、現行の免除結果との差額分を免除します。

1. 申請要項等の配付について

大学 HP に掲載していますので、申請を希望する者は各自で印刷してください。ただし、選考結果通知用封筒については、学生生活課学生支援係窓口で配付しますので取りに来てください。

掲載場所: トップページ →学生生活 →奨学援助 ▶修学支援新制度について

2. 申請の受付について

受付期間: 令和2年3月2日(月)~3月23日(月)※土日祝除く9:00~17:00

受付場所:学生生活課学生支援係窓口(大学院 F 棟 1 階)

※受付期間後の申請は、いかなる理由があっても一切受付できません。期間中に提出できない場合は、必ず事前に、学生生活課学生支援係へ相談してください。

3. 新制度移行に伴う経過措置について(2019年度以前からの在学生のみ)

現行の学内授業料免除基準を満たしている場合に限り、新制度の免除結果と併せて全額免除となるように 授業料を免除します。なお、進学資金シミュレーター等により明らかに新制度の対象外となる者を除き、原則として新制度へも申請してください。

- ① 対象
 - ・新制度の対象外となる者(新制度の基準を満たしていない者)
 - ・新制度の授業料免除に申請した結果、現行と比較して免除額が減額となる者
- ② 申請書類

大学 HP に掲載していますので、該当者は各自で印刷してください。ただし、標準修業年限を超えて在籍する者については、特別な事由があると認められる場合のみ免除の対象となりますので、必要書類を学生生活課で受け取り、申請時に併せて提出してください。

掲載場所: トップページ →学生生活 →奨学援助 ▶入学料免除・授業料免除

③ 申請受付

【4月に給付奨学金(在学採用)に申し込む予定の者及び新制度基準を満たしていない者】

受付期間:令和2年4月6日(月)~4月9日(木)9:00~13:00、14:00~17:00

受付場所:大学会館3階小集会室

【11月の給付奨学金(在学予約)に申し込んだ者】

受付期間:令和2年5月8日(金)9:00~13:00、14:00~17:00

受付場所:大学会館3階小集会室

令和2年2月4日 学生生活課学生支援係